

## 多様な主体でふるさと共創支援事業評価会議設置要綱

### (設置)

第1条 多様な主体でふるさと共創支援事業において優秀提案者を選定するため、「多様な主体でふるさと共創支援事業評価会議（以下「会議」という。）」を設置する。

### (所掌事務)

第2条 会議は選定対象となる団体の提出書類等を評価基準等に基づき、評価を行う事務を所掌する。

### (組織)

第3条 会議は、岐阜県農業農村整備委員のうち、農政部農村振興課長が選任した構成員をもって組織する。

### (会議の開催)

第4条 会議の開催は、農政部農村振興課長が招集して行うものとする。

### (秘密の保持)

第5条 構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を解いた後も同様とする。

### (抵触及び利害関係に関する申告等)

第6条 構成員は、本件の評価に関し提案者と抵触又は利害関係を有する場合には、その旨を事務局へ申告しなければならない。

2 構成員は、提案者から故意の接触があった場合は、事務局へ通報しなければならない。

### (庶務)

第7条 会議の事務は、農政部農村振興課において処理する。

### (その他)

第8条 この要綱に定めがあるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、農政部農村振興課長が定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和8年3月9日から施行する。